

告 示

埼玉県告示第九十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年二月三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二三一三八一二号

二 雨水流し抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市石原三丁目二十七番地

三 雨水流し抑制施設の容量

容量 千八百七・二九立方メートル

浸透効果量 ○・〇六二九立方メートル毎秒